条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和4年度	次回見直し予定	令和7年度		
条	例 名	神奈川県公共的施設における。	受動喫煙防止条例	7]			
条	例 番号	平成 21 年神奈川県条例第 27 号 法 規 集 第8編第7章第3節					
所	管 室 課	健康医療局保健医療部健康増進課					
条	例の概要	受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止するため、県民、保護者、					
		事業者及び県の責務を明らかにするとともに、公共的施設における禁煙環境の					
		整備及び県民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促					
		進し、並びに未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護するための措					
		置を定めている。					
	視点	検 討	内 容		備考		
	必要性	健康増進法の改正により受動	b喫煙防止対策 <i>た</i>	が義務化された			
	現在でも	が、本条例は、20歳未満の者の	D立入制限違反[こ対する罰則適			
	必要な条	用や県第1種施設における指揮	とたばこ専用喫炊	要室の設置禁止			
	例か。	など、受動喫煙を防止するため	かの対策を規定し	しており、本条			
		例は必要な条例である。					
۸۱	有効性						
検	現行の内容で課題	るための対策を講じており、	受動喫煙による!	県民の健康への			
	が解決で	悪影響を未然に防ぐ効果を発掘					
	きるか。	善されない場合に、勧告・命令					
		防止対策を推進する運用に変		•			
	効率性 現行の内容でといえるか。	健康増進法の改正により、別					
		の規定に法との相違点がある <i>†</i> 	こめ、これらを割	隆理する必要が 			
		ある。	enter + 00 t. → t. /				
		また、法改正により、受動呼					
		の着地をしたと判断されるため					
	甘士士和安	直し周期を、県条例の原則である5年とする。 本条例による受動喫煙防止対策(たばこ対策)は「かながわ					
討	基本方針適	本 宋 例 に よ る 受					
	合性 県政の基	「神奈川県がん対策推進計画 「神奈川県がん対策推進計画					
	本的な方	等に位置付けられており、「未					
	針に適合 している	方針にも合致している。	M C C C D I	1、水风0/至小			
	[h,]	77211-0120000					
	適法性	本条例(改正前)の規制と同	同様の内容が健康	東増進法に規定			
	憲法、法	されており、改正後の条例に死	桟る規制について	ても、本条例の			
	令に抵したしなり	目的達成のために必要最低限力	いつ合理的範囲区	内であるため、			
	いか。	法令との抵触はない。					

	その	の他			
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		上及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等	
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。		法の規定と合わせることに支障がな	
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。		付する。運用の改善等の必要はない。	い部分については法と合わせ、よりわか	
	4	改正及び選	運用の改善等を検討する 。	りやすい内容とすると。	ともに、より効果
	5 廃止を検討する。		的な運用を図るため、改正及び運用の改		
			善を検討する必要がある。		